

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会  
第1委員会

## 日本の核軍縮「新決議」 「核兵器の役割低減」で わずかに前進 — 核兵器国は「反対」か「棄権」

国連総会第1委員会で、日本の核軍縮「新決議」が採択された。決議文は私たちが期待した革新的内容には遠く及ばず、総花的で行動への意欲が欠けるという過去の惰性を強くひきずるものだった。日本がメキシコや南アフリカの先進的決議に「棄権」したことで、落胆はなおも深まる。「核兵器の役割や重要性を一層低減させる」ことを「関係する加盟国」に求めたのが、唯一の成果だといってよい。一方、核兵器国の投票は変わった。昨年まで「賛成」を続けていた米英仏が「棄権」、「賛成」か「棄権」であった中口は「反対」に転じた。

この夏、安倍首相と岸田外相は、国連総会に新しい「核軍縮決議案」を提出すると述べた。ピースデポは、この新決議案が従来の繰り返しでない、新しい意志と行動への意欲を発するものとなることを願い、外相に宛てた要請書を提出した<sup>1</sup>。私たちが求めたのは次の4項目であった：

- 1) 核兵器使用の非人道性の意識に根差した緊急性を訴え、現在の核軍縮の停滞を打ち破ろうとする意欲をもった決議案となること。
- 2) 「核兵器のない世界」を達成し維持するために必要な法的枠組みについて継続的な議論を保障する、全会一致の議事運営ではない、すべての国と市民社会に開かれた協議の場を設立する決議案となること。
- 3) 日本自身が核兵器依存の政策から脱しようとしていることを示す決議案となること。
- 4) 世界が確実に「核兵器のない世界」に向かって歩んでいることを担保する決議案となること。米ロに新START条約の先の核兵器削減を求めるに際しては、核保有国全てが削減交渉テーブルにつく条件を整えるため弾頭数を数100レベルまで削減することを求めるべきである。

「第1委員会」で採択された新決議「核兵器の全面的廃絶に向けた、新たな決意のもとでの結束した行動」(2015年10月21日提出、A/C.1/70/L.26.3ページ・資料1に「主文」全訳)は、それなりに「新しさ」を追求した跡を感じさせるものであった。しかし、決議全体を見れば、総花的で具体的行動を含まないという、従来の決議の「弱さ」を引きずるものであった。以下、今年の決議(以下「14年決議」)<sup>2</sup>と比較しながら検討したい。なお、ピースデポは10月30日、決議案に対する「所感と要請」を、外相に宛てて提出した<sup>3</sup>。あわせて参照していただきたい。

### 非人道性認識にたった 「緊急性」と「意欲」は？

新決議の主文<sup>3</sup>は、「核兵器使用による人道上

#### 今号の内容

#### 核軍縮「新日本決議」を批判する

＜資料＞決議主文(全訳)

＜資料＞パグウォッシュ会議長崎宣言  
原子力艦の危険行為、外務省が認める

＜資料＞外務省回答

【連載】被爆地の一角から(92)

今、メディアに求めたいこと 土山秀夫

の結末に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けたすべての国家の努力の基礎となり続けること」を強調する(強調は筆者。以下同)。14年決議では前文に置かれていたこの内容が、主文の冒頭近くに置かれたことは前進といえる。レトリック上はこの認識が、すべての国に核兵器の全面的廃絶に向けた「実際の措置や効果的措置」を求める(主文6)基礎となっていると読みとれる。しかし「実際の措置」や「効果的措置」の具体的内容については一切触れられていないことが、むしろ空疎な印象を与える。

日本が抱く「緊急性」と「意欲」の真価は、南アフリカによる「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」(L.40)<sup>4</sup>に対する日本の投票行動において問われた。日本はこの決議案に「棄権」票を投じた。これは、ヒロシマ、ナガサキを経験した日本としては賛成すべき決議案であった。前記主文3の真意と真価が疑われる行動であった。

## 「法的枠組み」の継続的な議論を保証する場は?

新決議は主文16で次のようにいう。「加盟国が、核兵器のない世界を達成するために必要とされる効果的措置のさらなる探究のための、適切な多国間協議の場に参画するよう奨励する。」14年決議にはなかった新条文である。これは私たちが求めた「すべての国と市民社会に開かれた協議の場」となりうるものである。それだけに、より積極的な決議案を起草することは可能だったはずである。この主文16が、前記「非人道性の認識」を明らかにした主文3や「効果的措置」等を求めた主文6と離れた場所に置かれているという条文構成もあり、「核兵器は非人道的ゆえに効果的措置を論じる」という論理は希薄である。また決議は、「効果的措置」や「多国間協議」の具体論については何ら言及していない。

協議の場としての「公開作業部会」を運営方法にまで踏み込んで提案した、メキシコ等の決議案「多国間核軍縮交渉を前進させる」(L.13)<sup>5</sup>に対して、日本は「棄権」票を投じた。同決議案の「公開作業部会」を、日本政府は「適切な多国間協議の場」とは考えないということであろう。自らの決議案で、あるべき「協議の場」の姿を示さなかったことは無責任に思われる。

## 日本は核兵器依存政策から脱しようとしているか?

14年決議には次のような条項が含まれていた。「あらゆる軍事や安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割及び重要性をいっそう低下させるために、核兵器国が速やかに取り組むことを求める。」これに対応するの

が新決議の主文10である。「関係する加盟国が、核兵器の役割や重要性の一層の低減のために、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策を継続的に見直していくことを求める。」この条文には2つの側面がある。要求する相手が「核兵器国」から「関係するすべての加盟国」に変更されたことは前進だ。しかし、時限上の定義が「速やかに取り組む」から「継続的に見直していく」に変更されたことは後退である。

この決議で日本は「拡大核抑止」見直しが求められるという新しい課題を背負ったが、14年決議のように「速やかに取り組む」のではなく、「継続的に見直す」課題になってしまった。

主文10の考え方が、新たな非核兵器地帯の設立を「奨励」した主文13に活かされていないことも残念である。少なくとも北東アジアが例示されるべきであった。

## 「核なき世界」に向かうことを担保しているか?

新決議の主文7は、米国とロシアに「備蓄核兵器のさらなる削減」のための交渉を「早期に開始する」ことを奨励した。14年決議が、両国に対して「さらなる削減に向けた後継措置の議論を引き続き行っていくこと」を奨励していたことと比べれば、より強い切迫感の伝わる条文となった。しかし、両国に「どこまでの削減を求めるのか」ということについて、定量的とは言わずとも定性的な表現で、もっと踏み込むことができたはずである。

## 「ヒバクシャ」の声をきく

新決議案で初めて導入されたのが、被爆都市への訪問、「ヒバクシャ」の証言を聴くことを通して「人道上の意識を喚起する」ことを奨励した主文23である。「非核特使」派遣などの実績に裏付けられた、条文である。これらの活動がいっそう強化されることは良いことだ。だが、日本が核兵器依存政策を続けている限り、「意識喚起」は、本当の意味での説得力を持ちえないだろう。

なお、今年の「棄権」から「反対」に転じた中国は、旧日本軍による他国での被害に触れずに、被爆だけに焦点を当てるのは不当だと、この条文を批判した(11月3日各紙)。

## 核兵器国は「非人道性」と「効果的措置」の結合に警戒か

11月2日に行われた日本決議に対する第1委員会の採決結果は、次のとおりであった。(カッコ内は14年決議の総会採決結果)

賛成156 (170)、反対3 (中国、ロシア、北朝鮮)  
(1 (北朝鮮のみ))、棄権17 (14)

採決の場が委員会、総会と異なるので直接の

比較には留保が必要であるが、注目すべき投票行動の変化は次のとおりである。①14年に「賛成」していた米、英、仏が今回は「棄権」にまわった。②棄権していた中国、ロシアが反対にまわった。つまり、核兵器国はそろって否定的な方向に投票行動を変えたのである。これは注目されるべき変化であった。

米、英、中、ロの棄権理由は公式には明らかにされていない。これらの国々が「非人道性の認識に警戒感を持ったこと」(11月3日付「毎日新聞」)は想像に難くないが、もう一步掘り下げて彼らの動機について考えたい。

日本決議とは別の決議だが、米、英、仏は「非人道性の認識」を前面に打ち出した3つの決議案に対して、そろって反対票を投じた。3決議とは、オーストリア等の「核兵器の人道上の結末」(L.37)、「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道声明」(L.38)及び南アフリカの「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」(L.40)である。3か国連名の「投票理由説明」(11月3日、英国が代表して発表)<sup>6</sup>は、核兵器使用が悲惨な結末を招くという、多くの議論に異存はないとしつつ、「これら決議の背後には核兵器禁止の意図があると思われる」として、次のように批判した。「**核兵器が継続的に存在しない世界を創り出すために、我々が直面する極めてリアルな安全保障上の懸念と切り離して核軍縮を進めることはできない。ステップ・バイ・ステップ・アプローチは、核軍縮と世界の安定という至上命題を統合するための唯一の方法だ。**」

今年5月のNPT再検討会議で、米国が「核兵器は安全保障上の問題であるし人道上の問題でもある」と述べ、「核軍縮の法的拘束力のある協定のみが効果的措置ではない」として、「ステップ・バイ・ステップ」の有効性を強調した<sup>7</sup>ことも想起される。核兵器国で唯一、日本決議への「投票理由説明」を入手可能なフランス<sup>8</sup> (棄権)もこれと重なる認識を示している。

つまり、核兵器国が日本決議に反発した要因には、「非人道性の認識」によってステップ・バイ・ステップとは異なる「効果的措置」の議論が拡大することに対する警戒があると考えられ

る。日本決議は、私たちの目からみれば、「効果的措置」の推進力としては極めて弱いものだった。それでも、核兵器国の警戒心は払拭されなかったであろう。

## 問われる日本市民の責務

15年NPT再検討会議の合意失敗によって、核兵器国に核軍縮を強制する圧力が大きく減じたと思われる中で迎えた国連総会。そうであるが故に、日本の新決議が果たすべき役割は大きかった。しかし、新決議の条文と日本の投票行動の全体が示すのが「進歩性」ではなく「保守性」であることは、前述のとおりである。その「保守性」の源泉には日本の核兵器依存政策がある。

国際世論の趨勢に押されて「人道上の結末に対する深い懸念」(主文3)が示されたことを除けば、新決議のほとんど唯一といってよい積極的要素は、「**関係国における核兵器の役割の低減を要求**」(主文10)したことである。これを手掛かりに、日本の核兵器依存政策を変える努力をとおして国際的な核軍縮議論に新風を送り込むことが、日本市民の責務である。

次号では、「法的枠組み」を巡る諸決議案の採択結果を見ることで、市民の課題をさらに考えていきたい。(田巻一彦) 

### 注

- 1 本誌480号(15年9月15日)。要請書の全文はピースデポ・ウェブサイト：[www.peacedepot.org/media/pcr/150917\\_yousei\\_unres.pdf](http://www.peacedepot.org/media/pcr/150917_yousei_unres.pdf)
- 2 本誌462号(14年12月15日)に採択された決議の抜粋訳。
- 3 ピースデポ・ウェブサイト参照。  
[www.peacedepot.org/media/pcr/151030\\_shokanyousei\\_unres.pdf](http://www.peacedepot.org/media/pcr/151030_shokanyousei_unres.pdf)
- 4 本誌前号及びピースデポ・ウェブサイトに全訳。[www.peacedepot.org/resources/undoc/unga70comt1res40\\_.pdf](http://www.peacedepot.org/resources/undoc/unga70comt1res40_.pdf)
- 5 本誌前号に全訳。
- 6 原文は、国連の次のサイトの「Seventieth Session (第70会期)から日付(11月3日)もしくは国名で検索できる」。<https://papersmart.unmeetings.org/ga/first/>
- 7 本誌474号(15年6月15日)に声明全訳。

### 【資料】

#### 核兵器の全面的廃絶に向けた、新たな決意のもとでの結束した行動 2015年10月21日 A/C.1/70/L.26

アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ベリーズ、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、

ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ケニア、キルギスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マラウイ、マーシャル諸島、ミクロネシア(連邦)、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、セネガル、セルビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、ス

イス、バヌアツ共同提出決議案

総会は、(前文略)

1. すべての加盟国は、すべての人にとってより平和な世界、ならびに核兵器のない平和で安全な世界を達成することを目指し、核兵器の全面的廃絶に向けて結束した行動をとるといふ決意を新たにす。
2. これに関連し、すべての核不拡散条約(NPT)締約国が第6条の下で誓約

している核軍縮につながるよう、保有核兵器の全面的廃絶を達成するとした、核兵器国による明確な約束を再確認する。

3. 核兵器使用による人道上の結末に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けたすべての国家の努力の基礎となり続けることを強調する。
4. すべてのNPT締約国が、条約の全条項に基づく義務を遵守し、1995年再検討・延長会議及び2000年、2010年再検討会議の最終文書で合意された諸措置を履行することを求める。
5. すべてのNPT未締約国が、その普遍化をめざして即時かつ無条件に非核兵器国として加盟するとともに、条約加盟までの間、同条約のすべての条項を遵守し、条約を支持する実際的な措置を講じることを求める。
6. すべての人にとって減じられず、強化される安全保障という原則の下、核兵器の全面的廃絶に向けてさらなる実際の措置や効果的措置を講じることをすべての加盟国に求める。
7. ロシアと米国が、可能な限り早期の交渉妥結をめざし、核兵器備蓄のさらなる削減の達成に向けた交渉を早期に開始することを奨励する。
8. すべての核兵器国が、世界的な備蓄核兵器のさらなる削減の促進に向け、一方的、二国間、地域的あるいは多国間の措置などを通じて、戦略・非戦略、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減することを求める。
9. すべての加盟国が、核軍縮及び不拡散のプロセスに関連して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを求める。
10. 関係する加盟国が、核兵器の役割や重要性の一層の低減のために、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策を継続的に見直していくことを求める。
11. 核兵器を保有するすべての国が、意図されない核爆発の危険性に包括的に対処していく上で必要となるあらゆる努力に継続的に取り組むことを要請する。
12. 核兵器国が、核軍縮の行動の促進をめざして定期会合を継続的に開催し、これまでの透明性向上に向けた努力を一層拡大し、相互信頼を増進することを奨励する。これには、2020年再検討会議に向けたNPT再検討プロセスにおける核軍縮努力の中で廃棄・削減された核兵器や運搬システムに関する、より頻度が高く

詳細な報告の提出が含まれる。

13. すべての関係諸国が、該当する場合には、国連軍縮委員会の1999年指針に従って、さらなる非核兵器地帯を設立するとともに、非核兵器地帯条約とその関連議定書、とりわけ核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないことを定めた法的拘束力のある保証を含む議定書を批准することを奨励する。
14. すべての加盟国、とりわけ包括的核実験禁止条約（CTBT）付属文書2に列挙された発効要件国のうち残る8か国が、2016年が条約の署名開放20周年にあたることに留意し、これ以上の遅滞なく、また、他国の行動を待つことなしに、条約の署名及び批准に向けた独自のイニシアチブを発揮するとともに、CTBT発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することを要請する。
15. また、すべての関係諸国が、2012年12月3日の決議67/53第3節が求めた政府専門家グループの報告書提出を受け入れつつ、核兵器あるいは他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉をジュネーブ軍縮会議（CD）においてただちに開始し、1995年3月24日のCD/1299文書及びそこに含まれる任務に基づき早期に締結するとともに、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持することを要請する。
16. 加盟国が、核兵器のない世界を達成するために必要とされる効果的措置のさらなる探究のための、適切な多国間協議の場に参画するよう奨励する。
17. 朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）が、核実験のさらなる実施を思い留まり、世界的な不拡散体制の土台を掘りくずす核戦力増強政策を放棄し、あらゆる核兵器ならびに既存の核計画を断念し、早期にNPTと国際原子力機関（IAEA）保障措置に復帰することを強く要請する。また、DPRKが、現在行っているすべての核活動を即時に停止し、関連する国連安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守し、2005年9月19日の6か国協議共同声明における関連した誓約を尊重する具体的な措置を講じることを要請する。

18. すべての加盟国が、核兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止する努力を倍加させるとともに、核兵器を絶つとの誓約に基づく諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。
19. 国際原子力機関（IAEA）保障措置の不可欠な役割ならびに包括的保障措置協定の普遍化の重要性を強調するとともに、追加議定書の締結が各国の主権にもとづく決定であることに留意しつつ、1997年5月15日にIAEA理事会が承認したモデル追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての加盟国が、可能な限り早期にそうした行動をとることを強く奨励する。
20. すべての加盟国が、2004年4月28日の決議1540（2004）を含む関連安保理決議を完全に履行することを求める。
21. とりわけ核テロリズムの防止を目的として、脆弱な核物質や放射性物質の保安を確実にするためのあらゆる努力を奨励する。また、すべての加盟国が、必要に応じて、能力構築分野を含めた支援の要請や提供を行いつつ、国際社会として核保安の前進のために協働することを求める。
22. すべての加盟国が、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長による報告※に述べられた諸勧告を履行することによって、核兵器のない世界の達成を支援することを奨励する。
23. 各国指導者や若者らが核兵器使用の被害を受けた都市を訪問することや、原爆を生き延びた人々、すなわち「ヒバクシャ」の証言を聴くことなどを含めて、核兵器使用がもたらす人道上の影響に対する意識を喚起するためあらゆる努力が行われることを奨励する。
24. 第71会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの結束した行動」という小項目を含めることを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

（長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の暫定訳にピースデポが手を加えた。）

## 資料

科学者らが核兵器廃絶などを議論する第61回「パグウォッシュ会議世界大会」が15年11月1～5日、長崎市で開かれた。40か国から約200人が参加した大会では、核兵器廃絶、原子力の平和利用、非核兵器地帯構想のほか、シリア、パレスチナといった紛争地域についてなど多岐にわたる討論が展開された。最終日に発表された「長崎宣言」(原文:英語)を以下に掲載する。「宣言」は核兵器の脅威が今も増大していると指摘し、核保有国には核兵器廃絶の確約、核抑止力に依存する非核保有国には非核兵器地帯への参加・創設など安全保障政策の変革を求めた。また、ラッセル-アインシュタイン宣言の本質を想起し、戦争の廃絶を訴えた。(編集部)

# 第61回パグウォッシュ会議世界大会 2015年11月1～5日、長崎 「長崎宣言」

「長崎を最後の被爆地に」――原爆が広島と長崎を壊滅してから70年の歳月が流れました。それでも私たちは今なお、数千発の核兵器がもたらす切迫した危険に直面しています。被爆者の平均年齢は80歳を超えました。今日に至っても被爆者は、自身の人生に多大な苦難をもたらした核攻撃の影響に苦しんでいます。パグウォッシュ評議会は核兵器の廃絶を希求する被爆者の声に耳を澄まします。そして世界の政治指導者に対し、被爆者の叫びを受け止めるよう強く訴えます。

核兵器の脅威は今も増大しています。核軍縮は行き詰まっています。紛争が多発しています。核兵器転用可能な核物質の量が世界各地で増大しています。核兵器が法的に禁止され、廃絶されるまで、そして核兵器転用可能な核物質が安全な形で処分される日が来るまで、意図のないしは偶発的な核兵器使用のリスクは常に存在し続けます。

すべての核兵器保有国は、核兵器システムの近代化計画を中止しなくてはなりません。核兵器保有国の近代化計画に割り当てられた数十億ドルもの財源は、核リスクの最小化、核の偶発的発射やサイバー攻撃の防止、軍縮の促進にこそ使われるべきです。そして最も重要なのは、核兵器保有国が核兵器の削減にとどまらず、核兵器の廃絶を確約しなくてはならないということです。包括的核実験禁止条約(CTBT)の迅速な発効も不可欠です。拡大核抑止(「核の傘」)に依存する非核保有国もまた、核軍縮を支持し、例えば非核兵器地帯への参加や創設によって、自身の安全保障政策を変革しなくてはなりません。

核拡散防止条約(NPT)の再検討(レビュー)プロセスやジュネーブ軍縮会議(CD)といった、軍縮・不拡散をめぐる既存の国際的な協議枠組みは大切ですが、その限界も明らかです。国々と市民社会、国際組織が連携して核兵器の法的禁止を目指す全世界的なイニシアティブが、核の脅威除去のために重要な役割を果たさうでしょう。

2011年に発生した東京電力福島第1原発事故は、原子力安全の重要性、また原子力技術に付随するリスクを封じ込めることの重要性を、私たちに思い起こさせました。現代科学技術が多く分野で急速に進展しています。そのことが究極的には人間性にまで影響を与え、という点に十分な注意を払わなければ、新たな危険が鎌首をもたげるかもしれません。恐らく今日、科学者の社会的責任はかつてないほど重大なものになっています。

「対立を超えた対話」。これはパグウォッシュ運動の基本理念です。核兵器使用の引き金を引くかもしれない地域的緊張は外交的な措置によって解消されるべきです。すべての当事者はあらゆるコストを払って軍事衝突を回避しなくてはなりません。戦争が実際になくならないければ、現代また次世代の大量破壊兵器によって、人類はその生存が脅かされ続けることになります。私たちは、ラッセル-アインシュタイン宣言の本質に立ち返りたいと思います。核兵器を廃絶し、究極的に戦争そのものをこの地球上からなくさなくてはなりません。

強固な道徳心と倫理観がなければ、人類は生き延びることはできません。広島、長崎の被爆者、世界中で行われた核実験で被ばくしたヒバクシャの経験を次の世代へと伝承していくことは、決定的に重要です。核兵器およびその他の大量破壊兵器が存在する限り、壊滅的な結末は避けられません。ラッセル-アインシュタイン宣言を思い起こし、長崎市民と被爆者の声を分かち合いながら、きのこ雲の下で起こった惨劇が深く刻み込まれたこの地から、パグウォッシュ評議会は今一度、人類の一員として、人類に向かって訴えます。「あなたがたの人間性を心にとどめ、その他のことを忘れよ」と。

(仮訳:パグウォッシュ2015 組織委員会)

<http://pugwashjapan.wix.com/pugwash-nagasaki2015#!blank/qn09u>

# 米原子力艦、「沖合12海里以遠で」 放射能を放出、出力急上昇—外務省認める

## 規制のための外交交渉を

### 事実は認めたが…

米情報公開法により入手した原子力空母「ジョージ・ワシントン」(以下、GW。当時、横須賀配備)の11年4月の航海日誌から、同艦が、日本の排他的経済水域(以下、EEZ)内で放射性物質を含む一次冷却水と放射性気体を放出し、あわせて「推進機関ドリル」と称した原子炉の緊急停止と急速出力上昇試験を実施していたことが明らかとなった<sup>1</sup>。9月28日、「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」(呉東正彦共同代表)<sup>2</sup>は、外務大臣に対して事実関係の確認と、米国に中止を求めるよう要請した。これに対し11月2日付で外務省からの回答が届いた(本ページ「資料」参照)。

外務省は、「沖合12海里以遠における」原子力艦からの放射性液体、気体の放出、及び原子炉の急速出力上昇の事実を初めて認めた。しかし、回答は、06年11月、GWの横須賀母港化前に米政府が作成し日本政府に手交した、「ファクトシート」<sup>3</sup>を単になぞったもので、安全性や環境への影響の問題はないとの米国の主張をそのまま日本政府の回答としている。

しかし、回答1にある「全ての合衆国原子力軍艦が一年間に放出したガンマ放射線を出す長寿命の放射能を合計した量は、0.4キュリー以下」の根拠となる艦船ごとの具体的なデータや、この程度の放出が「人の健康、海洋生物又は環境の質に何らの悪影響を与えてきていない」とする根拠となるデータは公開されていない。「推進機関ドリル」についても、米海軍の説明をそのまま述べるのみで、その安全性への懸念を払拭するような説明にはなっていない。加えて、回答は、日本政府が事実をいつから認識していたの

か、また放出地点の位置や日時などの具体的詳細、あるいは日本のEEZ内でこのような行為が行われたことへの認識には、一切ふれていない。

### EEZ内の危険行動を禁止せよ

日本政府が、横須賀配備の原子力空母(現在はロナルド・レーガン)や寄港する原潜による、日本のEEZ内での日常的な放射性液体、気体の放出、及び推進機関ドリルなる訓練の事実を認めたことは重大である。回答を受けて、「市民の会」は、GWの過去7年間と寄港する原潜を含めた、同様の放射能放出及び訓練に関する詳細(回数、日時、場所など)を米政府に求めること、さらに日本のEEZ内で行われている危険な行為の情報提供やチェックに関する具体的なルールを日米政府間で協議することなど、5項目の要求を提出していくとしている。

最も重要なことは、放射能の放出と「推進機関ドリル」が、ともに日本のEEZ内で実施されていることである。EEZは領海に準じた海域であり、日本は天然資源などの主権的権利、及び環境保護に関する管轄権を有している。したがって、EEZ内においても魚介類など水産資源保護の観点から、放射性物質の放出に領海内と同等の規制がなされるべきである。少なくとも漁業関係者へ事前に周知、協議し、さらには了解を得るべきであろう。(湯浅一郎) 

注:

1 本誌481号(15年10月1日)。

2 <http://cvn.jpn.org/>

3 「米国の原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」(06年11月)。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kubo\_jyoho\_02.html

#### <資料>

#### 米原子力艦の放射能放出などに関する外務省回答

2015年11月2日

外務省北米局日米地位協定室

#### 1. 米原子力艦による我が国の排他的経済水域内での放射能を含む一次冷却水及び放射性気体ガスの排出について

従来より米国からは、沖合12海里以遠における放射性物質の放出は厳重に行われているとの説明を受けてきています。ファクトシートにも記載

のあるとおり、その結果として、1973年以来、いずれの年をとっても、全ての合衆国原子力軍艦が一年間に放出したガンマ放射線を出す長寿命の放射能を合計した量は、0.4キュリー以下(14.8ギガベクレル)であり、このように低いレベルの放射能の放出は、人の健康、海洋生物又は環境の質に何らの悪影響を与えてきていないと承知しています。

#### 2. 原子炉の緊急停止及び急速出力上昇試験について

ファクトシートにも記載のあると

おり、従来より米国からは、原子力軍艦は厳しい戦闘状況下において安全に運航するため、海軍の原子炉の設計は商業炉の設計とは異なり、迅速かつ頻繁な出力の調整が安全にできるように設計されているとの説明を受けてきています。また、御指摘の試験は、高度な訓練を受けた乗組員が規定の手続に従って実施し、また監視されるとの説明を受けています。こうした点を踏まえ、御指摘の試験についても、原子力軍艦の安全性を十分に確保した上で行われてきているものと承知しています。

# 今、メディアに求めたいこと

2015年9月19日未明の国会において、集団的自衛権行使容認を含む安全保障関連法が成立した。毎日新聞によるその後の世論調査(10月7、8日に実施)では、「安保関連法を評価しない」とする人は57%にも上り、それ以前の批判的な世論傾向は少しも変わっていない。

にもかかわらず、安保関連法成立後のメディアの世界では、奇妙に共通した現象が見られるようになった。政府の御用新聞かと疑われる産経、読売の両紙にあっては、希望が達成できたのだから当然だったに違いない。だがそれ以外の各紙、中でも筆法鋭く法案の危険性を指摘し、問題点を追及してきた毎日、朝日、東京を始め、多くの地方紙までもがパタリと安保関連法に関する記事を掲載しなくなったことだ。

関連法が成立してしまったのだからあれこれ言っても仕方がない、あるいは民意の試金石とみなされる来年夏の参議院選挙前にキャンペーンを張ればいい、あまりいつまでも批判を続ければ、読者がうんざりして購読者数に響きはしないか、などといった思惑が社の幹部に働いた結果ではないかと考えられる。そうした点は筆者としても分からないではない。

しかし、である。今だからこそ、安保関連法が日本の今後の命運を決定的に歪め、先の大戦で得たはずの教訓を台無しにしかねないことを、メディアは警鐘を鳴らし続ける使命を担っているのではないだろうか。そう思わせるほど、国会論戦を通じて知り得た憲法無視の政府の無責任さ、法案の具体例に見られる辻褄(つじつま)の合わない釈明の数々、米国の補完勢力として、自衛隊員のリスクを口にしない後方支援の実態等々、国民にとっては説明の積み残しはまだまだ残されたままだ。これらの疑問点に対して、メディアはキチンと検証し、総括して読者に提供して欲しいとの声は決して少なくない。

筆者がこうしたことにこだわるのには理

由がある。満州事変から日中戦争、さらには太平洋戦争に至る間、民意の推移を肌で感じた筆者は、一般の民意というものがいかに移ろいやすいかを知っているつもりだからである。かつての日本は議会政治の弱体化と反比例して軍部の台頭を招き、経済的行き詰まりを打開する手段として、“満蒙開拓”という名の侵略へとつながる路線を選んだ。そして日本によるかいらい政権の「満州国」に対する国際連盟の勧告を拒み、次第に国際的孤立へと追い込まれた。ところが国際連盟からの脱退は国民の「快哉(かいさい)」の声によって迎えられ、熱狂的な軍国主義下で育てられた多くの国民は、「もっとやれ、もっとやれ」とばかり、冷静な平和的手段や非戦の声をかき消して行ったのだ。

ラジオ、雑誌を含むメディア全般への言論統制、自社の生き残りを図るための自主規制、思想犯を主たる対象とした特別高等警察(特高)の新設などが相次いだ。治安維持法は当初こそ国家転覆を目論(もくろ)む犯罪者の取り締まりを目的としたものの、その後の改正で共産主義者、社会主義者、新興宗教指導者、戦争末期には自由主義者、民主主義者、さらには政府批判を行った者まで対象とするに至り、目ぼしい人物に対しては、“予防拘禁”という信じ難い手段によって言論を封じたのが70年前までの実態であったことを忘れてはならない。

来年からは選挙権が18歳年齢まで引き下げられる。専らインターネット情報に頼りやすい人たちの中には、一刀両断的な過激なナショナリズムに染まる可能性も十分に考えられる。これらの若い人たちへの啓蒙のためにも、また、今は安保法制への根強い危機感によって廃案を目指している国民の意識を風化させないためにも、空白期間をメディアの継続的報道(たとえ狭いスペースであったとしても)によってぜひ活用して欲しいものである。



## 特別連載エッセー●92

つちやま ひでお  
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

## 被爆地の一角から

土山秀夫  
(題字も)

# 日誌

2015.10.21~11.5

作成:有銘佑理、荒井撰子

CTBT=包括的核実験禁止条約

お知らせ

「核兵器・核実験モニター」バックナンバーを  
ピースデポのウェブサイトでご提供しています。

- 3か月より前に発行された「モニター」のPDF版を、以下のURLに掲載しています。 [www.peacedepot.org/nmtr/bcknmbr1.htm](http://www.peacedepot.org/nmtr/bcknmbr1.htm)
- 2015年以降に発行のものは、掲載資料の原文URLへのリンクもあります。

どうぞご利用ください!

- 10月21日 イラン最高指導者ハメネイ師、ロウハニ大統領宛て書簡で米など6か国との核合意を承認と報道(国営イラン放送)。
- 10月22日 岡田民主党代表、集团的自衛権行使容認部分など安保法制の一部廃止法案を次期国会に提出の方針と表明。
- 10月22日 米原子力艦船の放射能漏れ事故に備え、米軍基地周辺住民らの避難基準を原発並みにする方向、と河野防災担当相。
- 10月22日 国連総会第1委で大量破壊兵器の討論。中国が第2次大戦中の旧日本軍による化学兵器使用をとりあげ日本が反発。
- 10月25日 プレア英元首相、イラク戦争参戦決める際に基にした、大量破壊兵器保有の情報が間違っていたことを謝罪。
- 10月26日 中村愛媛県知事、伊方原発3号機再稼働に同意。
- 10月27日 安倍首相、カザフスタンでナザルバエフ大統領と会談、CTBT早期発効を国際社会に呼びかける共同声明を発表。
- 10月27日 米海軍、「航行の自由作戦」として中国が南沙諸島で埋め立てた人工島の12海里内にイージス駆逐艦を派遣。
- 10月27日 中国政府、上記につき強い不満表明、米艦船を追跡・警告と発表。比・越両国は米国の行動支持。
- 10月28日付 米海軍イージス艦が、ベトナムや台湾が領有権主張する岩礁の12海里内でも航行と判明。米中関係への配慮からか。
- 10月29日 中谷防衛相、佐賀空港への陸自オスプレイ配備に協力求め山口佐賀県知事と会談。沖縄県の米海兵隊オスプレイ訓練移転は取り下げ。
- 10月29日 被爆者17人が国に原爆症の認定を求めた訴訟で、東京地裁は全員を原爆症と認定し、国の申請却下処分を取り消す。
- 10月29日 米中海軍幹部がテレビ会談。「航行の自由」作戦などを協議、今年中に再度テレビ会談を行うことで合意。
- 10月30日 シリア危機打開めざし、米・ロ、中東、欧州などの外相らがウィーンで協議開始。

- 11月1日 ソウルで日中韓首脳会談。共同宣言で、北朝鮮の核開発に関する安保理決議などが忠実に実施されるべきとの認識共有。
  - 11月1日 長崎で第61回バグウォッシュ会議世界大会開幕。5日まで。(本号参照)
  - 11月3日 国連総会第1委、核軍縮「日本決議」を156か国の賛成で採択。核兵器国の米英仏が棄権、中ロが反対。(本号参照)
  - 11月5日 同第1委、メキシコなどの「多国籍核軍縮交渉」決議採択。賛成135か国、日本など33か国棄権、核兵器国など12か国反対。
- 沖縄
- 10月21日 「辺野古埋立て承認取消しは正当」。県、国交省へ執行停止に対する意見書及び不服審査請求に対する弁明書を提出。
  - 10月22日 嘉手納基地へF16戦闘機5機飛来。全12機を暫定配備。米オクラホマ州タルサ空軍基地等所属。
  - 10月22日付 辺野古環境監視等委員13人中7人、12年に国の環境影響評価書補正に関する有識者研究会にも所属。
  - 10月23日 行政法研究者93名、国交相に対し辺野古埋立て承認取消しに関する審査請求・執行停止申立て却下求める。
  - 10月24日付 沖縄県と宜野湾市、住民基本台帳から自衛官適齢者情報をまとめ名簿提出。自衛隊沖縄地本の依頼に応じる。
  - 10月26日 政府、辺野古・豊原・久志の3区区长との懇親会を首相官邸で開催。地域振興費直接交付の方針伝える。
  - 10月26日 北谷町議会、米軍人・軍属の飲酒事件・事故に対し意見書と抗議決議を可決。規制強化・夜間外出禁止令発令を求める。
  - 10月26日 嘉手納町議会、F16戦闘機暫定配備及びCV22オスプレイ県内訓練場使用に反対する意見書・抗議決議を可決。
  - 10月26日付 東村・高江N4地区のヘリパッド2か所で植物枯れる。オスプレイの高温排気の影響か。
  - 10月27日 政府、辺野古埋立て承認取消し

- は「違法」として、代執行手続き着手を閣議で了承。
- 10月27日 沖縄弁護士会、辺野古埋立て承認取消し判断の尊重を国に求め決議採択。
- 10月28日 石井国交相、翁長知事の辺野古埋立て承認取消しの執行停止。沖縄防衛局、県へ工事着手届を提出。
- 10月28日 「(辺野古移設が)普天間の危険除去に一番早い」。島尻沖縄担当相、就任後初の各社インタビューで移設推進強調。
- 10月29日 辺野古埋立て本体工事着工。海底ボーリング調査作業も再開。
- 10月30日 普天間飛行場配備のMV22オスプレイ定期整備拠点に陸自木更津駐屯地。17年1月頃から、富士重工業が請負。
- 10月30日 米軍牧港補給地区倉庫群移設問題。防衛省、沖縄市へ受け入れ要請。協議会を設置し、振興策等を議論。
- 10月31日 県、辺野古埋立て承認「撤回」も検討。国との法廷闘争で県側の主張が認められなかった場合に備える。
- 11月1日 県土砂条例施行。公有水面埋立て事業で特定外来生物が付着・混入した県外土砂・石材の搬入を規制する目的。
- 11月2日 県、辺野古埋立て承認取消しの執行停止につき国地方係争処理委員会に不服審査申し出。
- 11月3日付 キャンプ・シュワブ沿岸で新たに土器・石器を発見。文化財の場合は移設作業に影響も。名護教委、遺跡認定求める。
- 11月4日 警視庁派遣の機動隊員100人、キャンプ・シュワブゲート前に初投入。
- 11月4日 沖縄総合事務局、国際環境保護団体グリーンピース船舶の辺野古停泊許可申請却下。

## 今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- EEZ=排他的経済水域
- IAEA=国際原子力機関
- NPT=核不拡散条約
- START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 **アボリション・ジャパンML**に参加を

[join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com](mailto:join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com) にメールを。本文は不要です。

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方が選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、  
吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>、荒井撰子<sarai@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージは休みます

名簿データベース整理につき、宛名ラベルへ下記表示はしばらく休止させていただきます。近々に別の形で連絡いたします。●会員番号(6桁)、●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ」等の情報。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

荒井撰子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、大嶋しげり、中村和子、原三枝子、土山秀夫、梅林宏道